

【補論A】行革法による政府系金融機関の改革方針

平成18年6月2日、住宅金融公庫を除く8つの政府系金融機関についての再編を謳った行革法が施行された。同法では、「3つの機能（中小零細企業・個人の資金調達支援、国策上重要な海外資源確保、国際競争力確保に不可欠な金融、円借款）に限定し、それ以外は撤退」という方針に沿って、補論図表A-1及びA-2の再編計画が盛り込まれている。かつ、政策金融として残すものは1機関に統合するという方針の下で、国民生活金融公庫・中小企業金融公庫・農林漁業金融公庫と国際協力銀行（国際金融等業務）の4機関は平成20年度に、沖縄振興開発金融公庫は、平成24年度以降に新政策金融機関へと統合するとされた。さらに、日本政策投資銀行・商工組合中央金庫は平成20年度に完全民営化され、公営企業金融公庫は同年度に廃止される予定になっている。

補論図表A-1 今後の政府系金融機関の再編計画

新機関	国際協力銀行	<ul style="list-style-type: none"> 海外経済協力業務は、平成20年度に、(独)国際協力機構（JICA）に統合 国際金融等業務は、平成20年度に、新政策金融機関に統合
	国民生活金融公庫	<ul style="list-style-type: none"> 平成20年度に、新政策金融機関に統合 教育貸付は縮減
	中小企業金融公庫	<ul style="list-style-type: none"> 平成20年度に、新政策金融機関に統合（一般貸付は廃止） 特別貸付は、国の中小企業政策の中に明確に位置づけられ、政策誘導を目的とする範囲に限定して行う。また、定期的に見直しを行い、必要性の低下した特別貸付からは、撤退する。
	農林漁業金融公庫	<ul style="list-style-type: none"> 平成20年度に、新政策金融機関に統合（大企業向け等の食品産業貸付は廃止）
	沖縄振興開発金融公庫	<ul style="list-style-type: none"> 平成24年度以降、新政策金融機関に統合（本土公庫見合いで廃止する貸付は廃止）
民営化・廃止	日本政策投資銀行	<ul style="list-style-type: none"> 新金融技術開発機能を維持するためには多くの機能がそろっていることが望ましいこと等から、一体として、平成20年度に完全民営化 自立のために最低限の移行措置を講ずる
	公営企業金融公庫	<ul style="list-style-type: none"> 平成20年度に廃止 地方公共団体のための資金調達を公営企業金融公庫により行う仕組みは、資本市場からの資金調達その他金融取引を活用して行う仕組みに移行させる
	商工組合中央金庫	<ul style="list-style-type: none"> 所属団体中小企業向けのフルバンキング機能を行う機関として、平成20年度に完全民営化 財務基盤整備等のため最低限の移行措置を講ずる

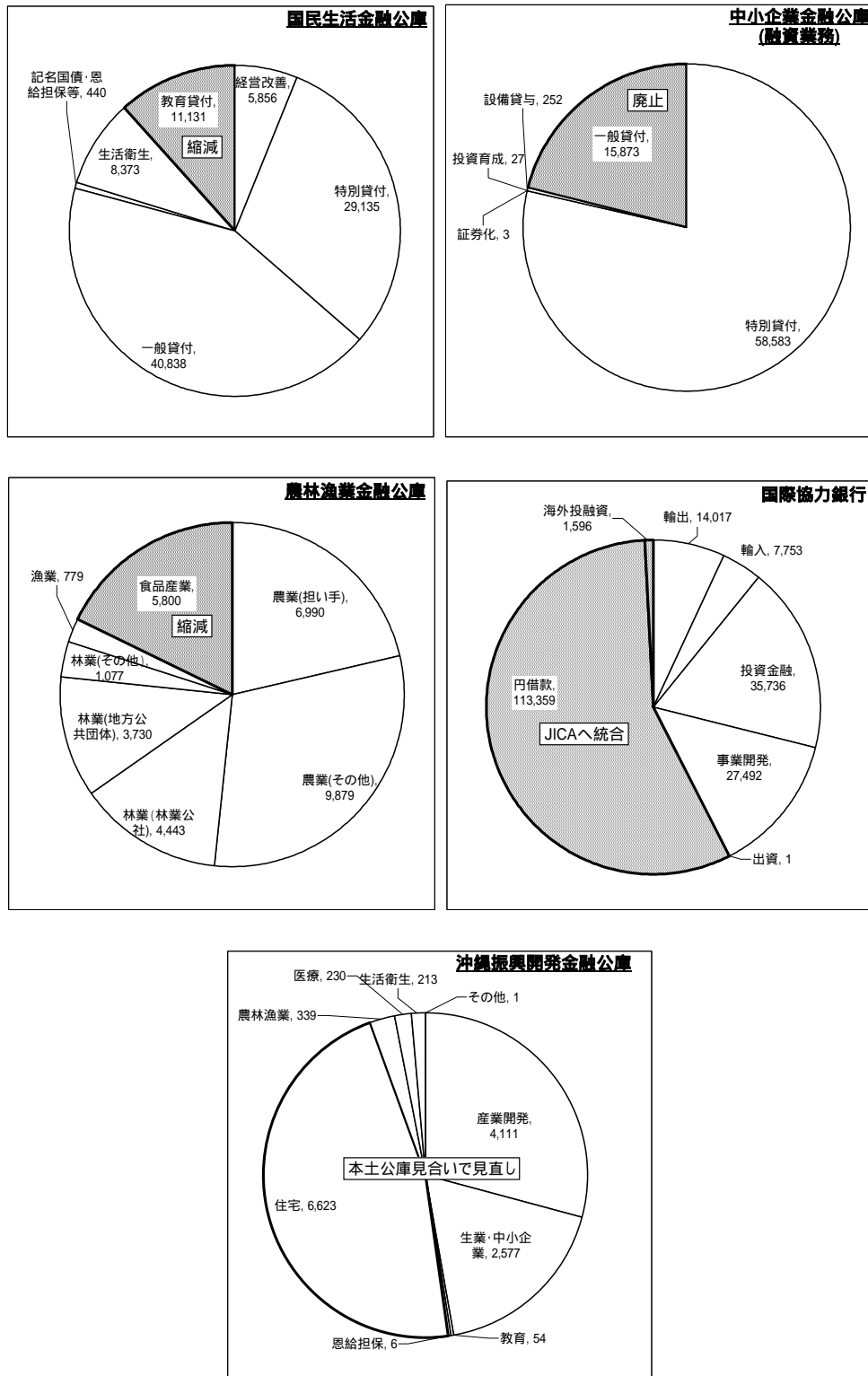
（注1）住宅金融公庫については、平成13年12月「特殊法人等整理合理化計画」において、平成19年4月1日の独法化が既に決定されている。

（注2）日本政策投資銀行、商工組合中央金庫の民営化に当たっての移行期間については、市場の動向を踏まえつつ、概ね5年から7年を目途とする。

（注3）新政策金融機関は、平成20年10月に政府が全額出資する特殊会社（株式会社）として発足するとされている（経済財政諮問会議（H18.6.22））。

（出所）『行政改革の重要方針』（H17.12.24閣議決定）、『海外経済協力に関する検討会 報告書』（H18.2.28）

補論図表A-2 政府系金融機関別の見直し対象の融資残高（平成16年度末）

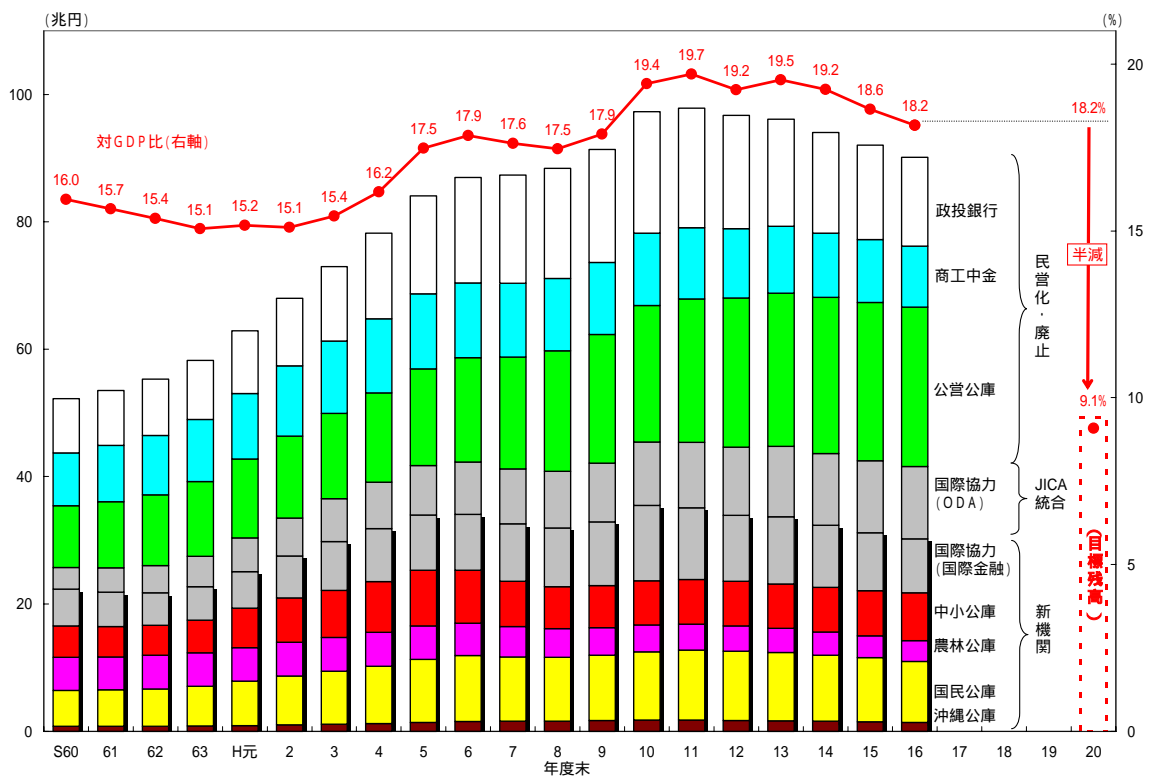


(出所)「平成16年度政府関係機関決算」

新政策金融機関は、その組織形態を特殊会社又は独立行政法人に準じた法人¹とし、民間金融機関を補完するもの、とされる。その組織の編成は、効率的な運営を確保するとともに、国内金融の各分野及び国際金融の区分に対応する組織の区分が利用者に明らかとなるように行われるほか、業務の監視及び評価を行うための体制が整備されるようになされなければならない、とされている。

政府系金融機関の規模に対しては、平成16年度における貸出残高（約90.2兆円、信用保険業務勘定を除く）の対GDP比率（18.2%）を、20年度中に半減させるという数値目標が盛り込まれた。補論図表A-3は、この目標を実額として数値化したものである。行革法で定めた20年度の新機関の対GDP比の目標は9.1%（=18.2/2）であり、仮に、これを内閣府による20年度の名目GDPの参考試算値²で割り戻した場合には、約49.2兆円が目標とする残高となる³。

補論図表A-3 政府系金融機関貸出残高の対GDP比の推移と見通し



(注1) 統合等のあった機関は旧機関の合計。ただし、国際協力銀行(OA)は、H10まで海外経済協力基金の貸出残高。中小企業金融公庫は信用保険部門の貸出金を含まない。
(注2) 名目GDPはH5まで1995年基準。H6から2000年基準。H20は「構造改革と経済財政の中期展望-2005年度改定」(基本ケース)。
(出所)「政府関係機関予算」、「財政法第28条に基づく予算参考書類」、「構造改革と経済財政の中期展望-2005年度改定」

¹ 補論図表A-1の注3を参照。
² 「構造改革と経済財政の中期展望-2005年度改定」(平成18年1月)の参考試算(基本ケース)。
³ この数値はあくまで試算であり、今後の経済情勢等によって大きく変動することに注意。

しかしながら、新政策金融機関となる沖縄、国民、農林、中小、国際（国際金融等勘定）の16年度末残高の合計が30.3兆円であることを勘案すると、既に行革法の目標残高を実現してしまっているとの見方もできよう。

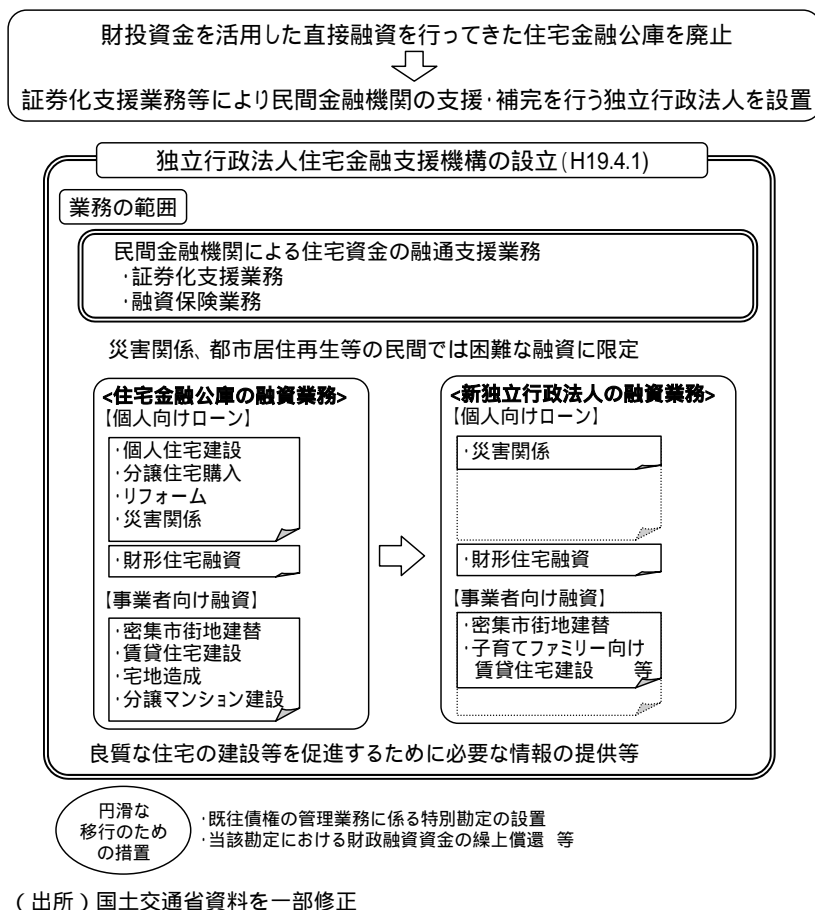
行革法の政府系金融機関に対する改革方針は、形式的な機関の統廃合といった数値的・組織的な目標に重点が置かれている状況にある。詳細な制度設計については、今後、政策金融改革推進本部で個別法案が成案されることとなり、注視が必要であろう。

【補論1-1】住宅金融公庫の改革について

住宅金融公庫（以下「公庫」という。）は、戦後著しく住宅が不足し、民間金融機関の住宅融資資金が十分でない状況の下、国民の自助努力による住宅取得を促進するため、民間による融資が困難である長期・低利の融資を行うことを目的として、昭和25年6月5日に設置された。これまで、公庫は、財投からの借入金を原資として低利固定融資を行い、平成16年度末までの55年間で1,936万戸（戦後建設された全住宅数の3割）の融資実績を有する。しかし、近年、公庫の直接融資は、民間より優位な貸出条件による「民業圧迫」との批判とともに、調達と運用の金利差や繰上償還に伴う「逆ざや」に対して政府から多額の補給金・交付金が注入されるなど財政負担の問題をもたらした。こうした指摘を踏まえて、平成13年12月の「特殊法人等整理合理化計画」で、住宅金融公庫は他の政府系金融機関に先行して改革が決まった。

公庫改革の主な内容は、公庫の5年以内の廃止（平成19年4月1日廃止）平成14年度から直接融資業務の段階的縮小、公庫が行う証券化支援業務¹は、新

補論図表1-1-1 公庫改革と(独)住宅金融支援機構

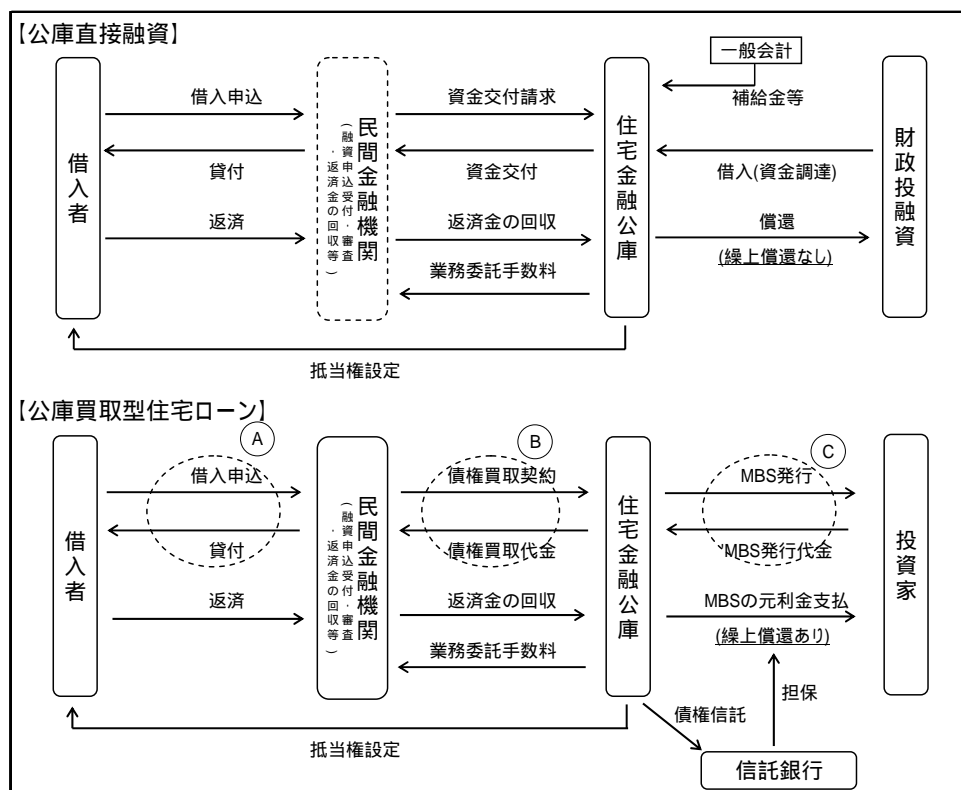


¹ 公庫の証券化業務は、平成15年10月から開始され、公庫が民間金融機関の住宅ローン債権を買い取り、その債権を信託会社に信託してその債権を担保に住宅ローン債権担保証券（MBS）を発行し、市場から資金を調達する業務（買取型）と公庫が民間金融機関の住宅ローンの保険を引き受け、さらに、その住宅ローンを担保として発行した債券について、公庫が元利払い保証をするという業務（保証型）がある。なお、これらの業務とは別に、平成13年3月からは、公庫の既往住宅ローン債権を担保にMBSを発行し資金調達を行っている。これは、

機関（独立行政法人住宅金融支援機構：平成19年4月1日設立）に継承、などとなっている（補論図表1-1-1）。

こうした公庫の改革、特に、直接融資業務から証券化支援業務への転換により、資金供給主体が公庫から民間金融機関に移ることになり（補論図表1-1-2中のA）、現在の民業圧迫の懸念は解消に向かう。さらに、公庫が民間の住宅ローン債権を全部買い取る（民間にとっては公庫にリスクを移転できる）ため（同B）、市場に対しては、引き続き長期固定の資金を供給することが可能となる。また、これまで公庫がすべて負っていた繰上償還リスクについては、公庫の発行する住宅ローン債権担保証券（MBS：Mortgage Backed Securities）（制度上、財投機関債に分類）を購入した投資家に移転されることになり（同C）、多額の補給金を必要としなくなるなど、これまでの問題点は解消に向かうと考えられている。さらには、公庫が現有する巨額の住宅ローン債権を担保にMBSを発行することで、MBS市場の発展を促すことも期待されている。

補論図表 1-1-2 直接融資と証券化支援業務の相違



(出所) 深尾 (2006) を一部修正

当初財投借入に依存しない財務体質の実現に向けた動きであったが、平成17年度からは、既往債権の証券化によって調達した資金は、財投特別会計への繰上償還に回ることが認められた。なお、証券化支援業務についての詳細は、【補論1-3】を参照。

ただし、現在の証券化の仕組みでは、貸出先の信用リスクなどのリスクを最終的には公庫（＝国）が負っているという点やその他の部分においても従来の直接金融とかなり近いものであるという指摘²もあり、また、将来、MBS市場が発展・成熟した時点においても、新機関が退出しないことで民間の収益機会を妨げるといった新たな民業圧迫の問題が生じる可能性があることにも留意が必要である。

（参考）住宅公庫の証券化支援業務の実績の推移

（単位：戸、百万円）

		証券化支援業務				(参考)住宅資金通事業	
		買取型		保証型		戸数	金額
		戸数	金額	戸数	金額		
平成15年度	計画	10,000	200,000	-	-	370,000	5,749,300
	実績	208	5,017	-	-	173,928	2,466,670
平成16年度	計画	70,000	1,400,000	10,000	200,000	2,200,000	3,513,800
	実績	8,659	201,671	-	-	87,632	1,053,423
平成17年度	計画	90,000	1,800,000	10,000	200,000	1,400,000	2,200,000
平成18年度	計画	110,000	2,200,000	10,000	200,000	600,000	700,000

（注）金額について、買取型は買取金額、保証型は債務保証特定保険の保険価額の総額の限度額、住宅資金通事業は事業費。

（出所）住宅金融公庫ディスクロージャー等

² 深尾(2006)

【補論1-2】信用割当と政策金融活動

政府系金融機関の論議では必ずといってよいほど議題にあがる「信用割当」について考えてみる。信用割当とは、与えられた金利のもとで借手が借りたいだけの資金を借りられない状態（超過需要）をいう。この不足分に対して資金の供給をしなければならない。この資金供給の手段の一つとして、政策金融活動があると考えられる。本節では、こうした信用割当が生じるメカニズムについて経済学的にみるとともに、この時の政策金融活動の役割をみることにする。

（貸出市場の不完全性）

信用割当が生じる根本の理由は、貸出市場が不完全な市場であるという特性からくる。経済理論では、市場メカニズムが完全であれば、その働きによって、需給は均衡することとなり、その水準において価格及び量は決定されと考えられるだろう（いわゆる「神の見えざる手」）。しかし、実際には市場は完全なものではなく、特に貸出市場は、「情報の非対称性」が常に存在しているという極めて不完全性の高い市場となっている。

この情報の非対称性とは、需要者と供給者の間で、商品やサービスに関する情報に差が生じていることを指す。これは、貸出市場では顕著に現れる。例えば、ある投資プロジェクトに必要な資金を銀行から調達しようとするとき、企業など個々の借り手はそのプロジェクトの内容（期待収益率とリスク）を知っているが、銀行などの貸し手はよく知らないといった状況が生じる。この時、貸し手が金利だけを基準にして貸出先を選択するのは非常に危険である。なぜならば、高い金利を払ってもよいとする借り手ほど、そのプロジェクトはハイリスク・ハイリターンであり、逆にローリスク・ローリターンのプロジェクトをもつ借り手は、資金調達を諦めざるを得なくなってしまうからである。このように、悪質な借り手ほど資金が借りられて得をし、良質な借り手ほど資金が借りられず損をする状態が発生することになり、社会的には非効率な状態であると考えられる。こうした状況は「逆選択」と呼ばれる¹。

さらに問題なのは、貸出市場においては、こうした良質な借り手と悪質な借り手が混在しており、貸し手は両者を判別できないというところにある。このため、貸し手は、借り手の質を金利で代替的に説明するようにする。つまり、借り手の質と貸出利子率は逆相関にあることから、金利がある水準を超えた場合には、資金の供給量自体を減らすという行動をとることになる。

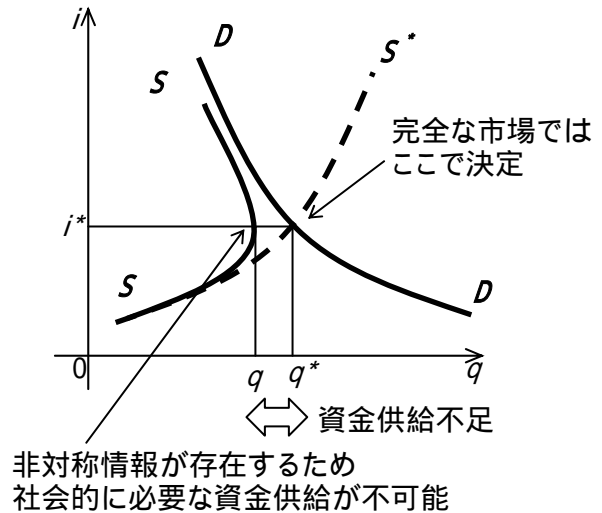
¹ この段落の記述は、黒田(2002)を参照した。

(信用割当の発生のメカニズム)

補論図表1-2-1は、信用割当について図表に表したものである。

まず、企業などの借り手側は、金利が低ければ低いほど借入を増やすと考えられるため、資金需要曲線は、D-Dの右下がりの曲線で描かれる。他方、民間金融機関の資金供給曲線は、金利が高いほど貸出を増やすため、右上がりになるが、前述のとおり、ある金利水準以上の貸出を控えるため、ある点を境に屈曲する曲線として描かれる(S-Sの曲線)。このとき、資金需要曲線と資金供給曲線の交点が存在しない場合が発生する。この場合、仮に非対称情報がない場合に決定され

補論図表1-2-1 貸出市場における信用割当



(出所) 筆者作成。

ているであろう金利の水準(i^*)において、資金の超過需要(供給不足)の状態($q^* - q$)、つまり信用割当が常に存在し、社会損失が生じている状態である。このため、こうした資金供給不足に対して必要な資金を供給する必要が生じる。

(信用割当としての具体的手段)

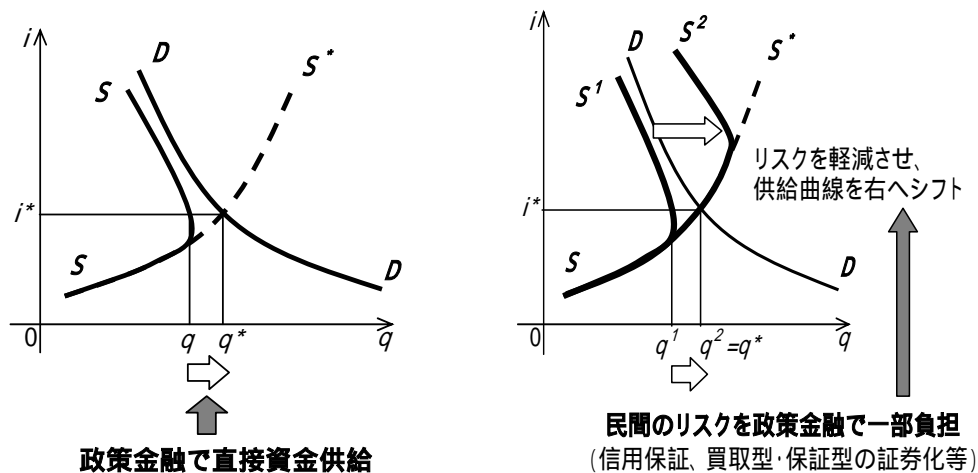
こうした信用割当に対処する方法としては、いくつかの選択肢が存在するだろう。例えば、国が民間金融機関に対して資金供給を義務付ける、政府系金融機関が資金を供給する(量的補完)、民間金融機関が貸出を行えるように貸倒リスクを国が一部負担する(信用補完)、非対称情報を極力小さくするような市場環境を整える、といった方法が考えられる。

このうち、については、金融自由化や「官から民へ」の流れの中であって、従前の護送船団方式のように国が民間に融資を強制することは、時代に逆行するものであり、この選択肢を選ぶことは不可能であろう。

また、は、中小企業における財務諸表の整備など、企業情報がより適切に開示され、供給側にも正しい判断が行えるような環境を整えることなどが考えられる。こうした施策は、短期的には超過需要を削減することにはならないが、長期的な視点に立てば、国が金融市場の整備として行わなければならない重要な施策である。

及び が政策金融活動分野となる領域であろう。補論図表1-2-2では、それぞれ政策金融の効果についてグラフに描いたものである。まず、 の量的補完は明快であろう。資金不足分を政府系金融機関による直接融資で供給することで資金需要を満たすことができる。他方、 については、公的部門が信用保証をすることで貸出先の貸倒リスクを国が一部負担する、もしくは、証券化支援を公的部門がバックアップし、貸出先のリスクをリスクテイク可能な市場に転嫁する。これによって、民間金融機関の資金供給曲線はシフトすることとなり、民間金融機関が自ら資金供給を行うことができるようになるものである。

補論図表1-2-2 信用割当における政府系金融機関の役割
量的補完 信用補完



(出所) 筆者作成

このように、 と のいずれの方法によっても、理論的には、信用割当を解消することができるが、いずれの場合においてもメリットとデメリットが存在する。まず、 の量的補完については、公的部門が直接資金を供給するため、信用割当の解消効果が早いというメリットがあるものの、政策金融の行うべき供給量の適正水準及び領域は明確ではなく、場合によっては、民間金融機関の活動領域を侵しかねないほどの過剰な資金供給を行ってしまう可能性がある（民業圧迫の懸念）。一方、 については、政策金融が直接融資しないため、民業圧迫の懸念は小さくなるものの、信用補完等によるリスク負担を行ったとき、民間金融機関の資金供給曲線にどれだけ影響を与えるのか不明確であり、信用割当を解消することができるのか不確実である。

このように、 量的補完、 信用補完のどちらの方法を用いるかについては、実際には、両者のメリット・デメリットの比較衡量の問題であろう。

【補論1-3】証券化支援業務について

政策金融における証券化支援業務は、信用補完業務と並んで、政策金融が直接融資から軸足を移すべき手段として注目を浴びているものである。現在、政府系金融機関では、平成15年10月から住宅金融公庫（以下「住宅公庫」という。）が、平成16年7月からは、中小企業金融公庫（以下「中小公庫」という。）がこの業務を開始した。

この「証券化」は基本的には資金調達の仕組みである。資金を調達したい機関は、自らの信用力によってではなく、自らが現有する住宅ローンや中小企業向け貸出などの貸付債権を、その他の債権と区別してプールし¹、そのプールからのキャッシュフロー（償還元利金）を受けとる権利を証券（資産担保証券等）にして、市場に発行することで資金を調達するものである。

住宅、中小両公庫は、この証券化の仕組みを利用して自らの既往もしくは新規の貸出債権を証券化して市場に売却し自主調達を行うほか、民間金融機関等が行う証券化事業を支援する業務を行う。この証券化支援業務は、具体的には、民間金融機関等の貸出債権を公庫が買い取り、これを証券に組成して市場に売却する買取型、民間金融機関等が行う証券化のスキームの一部を保証する保証型がある。

（住宅金融公庫の証券化支援業務）

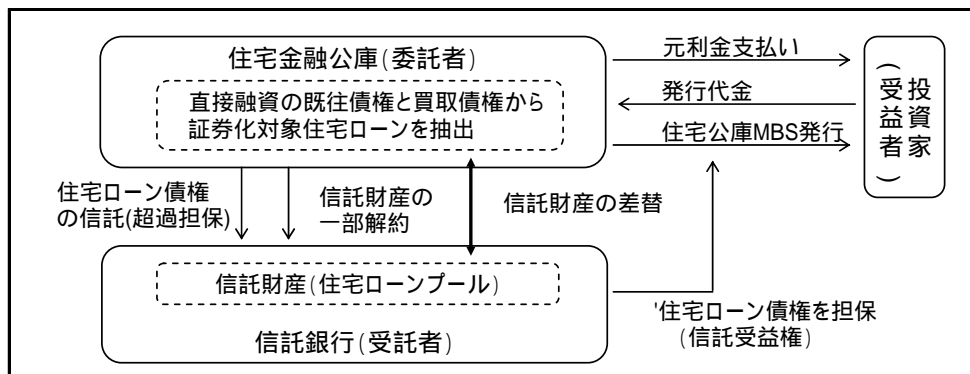
住宅公庫の証券化支援業務については、【補論1-1】のとおりであるが、公庫の証券化のスキーム（特に、住宅ローン債権担保証券（MBS）の発行スキーム）には、主に次のような特徴がある（補論図表1-3-1）。

- (A) 既往債権と買取債権から証券化対象を抽出するにあたり、一定の条件を設けることで、貸付債権の個別性を排除（補論図表1-3-1中の ）
 - (B) 受益権行使事由（継承機関がない場合における公庫の解散等）が発生する場合に備えて十分な超過担保を設定（超過担保比率8%の維持）（同 ）
 - (C) 一定の事由（信託財産が4か月以上延滞等）が発生した場合、公庫が信託財産を差し替え（同 ）
 - (D) 債務者から繰上償還された元本をMBS債権の元本償還に充当（同 ）
- これらの特徴のうち、(D)からは補給金等の一因となっていた繰上償還リスク

¹ 貸付債権のプールの方法としては、信託会社に信託する方法や特定目的会社（SPC）を活用する方法がある。

をMBSの購入者（投資家）に移転でき、巨額の財政負担の軽減となると考えられている。しかしながら、(C)の信託財産の差し替えの仕組みによって、引き続き公庫は貸出先の信用リスクをすべて負うこととなった。このことは、将来的に優良債権が信託へ流れていく一方、不良債権は住宅公庫（平成19年4月以降は、独立行政法人住宅金融支援機構）に累積されていくことになることには注意が必要である。

補論図表1-3-1 住宅金融公庫のMBS発行スキーム



(出所) 深尾ほか(2006)

(中小企業金融公庫の証券化支援業務)

中小公庫の証券化支援業務の目的は、証券化手法を活用した民間金融機関等による中小企業者への無担保資金供給の円滑化、公庫による信用リスク、審査、証券化事務の適切な負担により、民間金融機関等の利用しやすい証券化スキームの提供、証券化を通じた市場型間接金融による健全な融資慣行の確立、金融サービスの多様化、地域集中リスクへの対応などリレーションシップバンキング機能強化等とされている。

中小公庫の行う証券化支援業務は、補論図表1-3-2のとおりである。まず、買取型スキームは、貸出先の地域的偏りや債権プール規模の制約のため単独での証券化が困難な複数の金融機関等の債権²を買い取り、分散効果・規模メリットによるリスク低減によって証券化を可能にしたもので、中小公庫が主体となって証券化を図るものである。受益証券のうち、高格付け債は投資家へ売却し、民間金融機関と中小公庫は共同して劣後リスクを取るようになる。次に、保証型スキームは、中小公庫が貸付債権³に部分保証(上限7割)を付すことにより民間金融機関等のリスクを低減しながら、地域横断的・全国的な証券化を促進

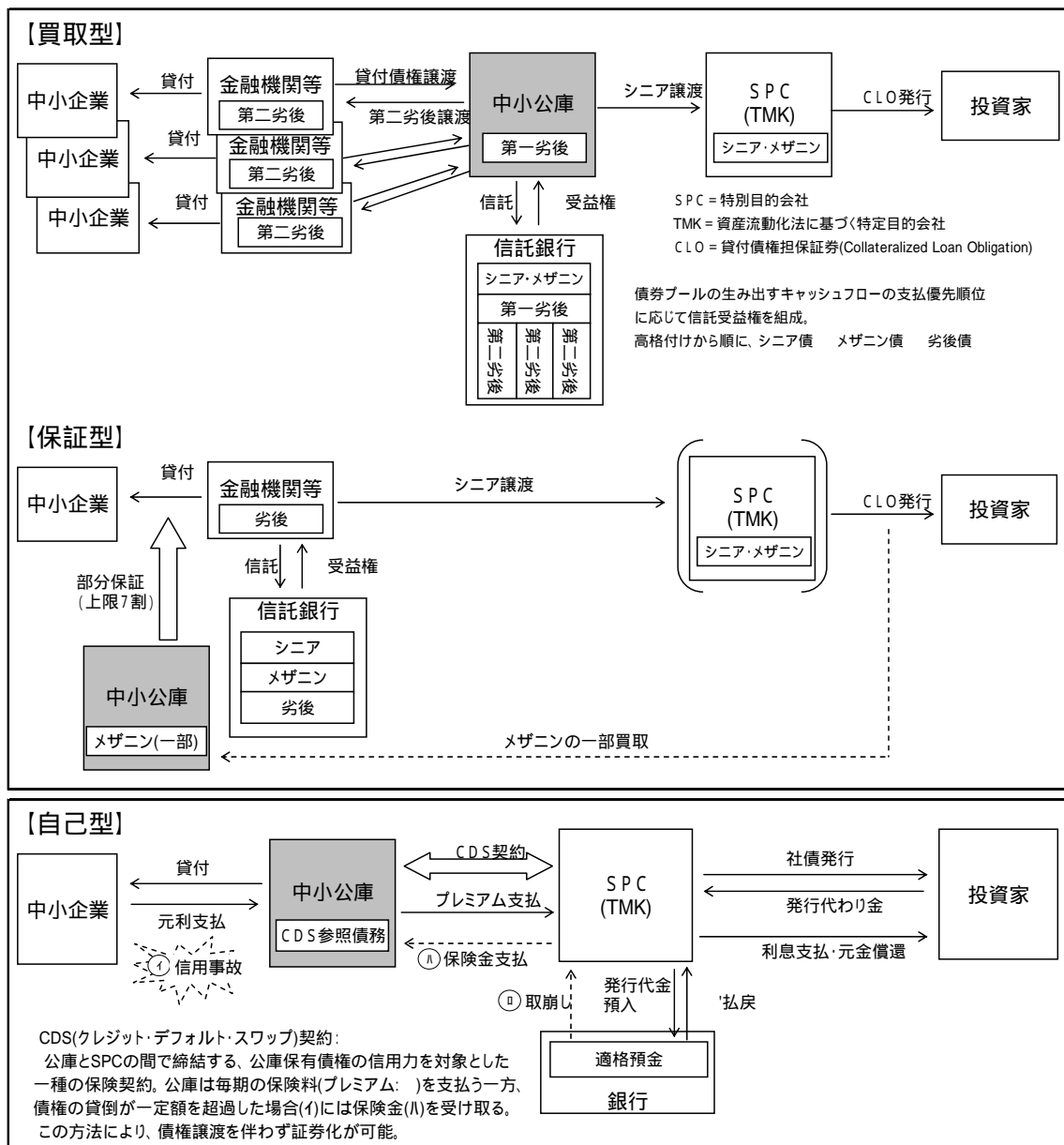
² 実際には、証券化を前提として新規に募集する(募集型無担保ローン)。

³ 買取型と同様、証券化を前提として新規に募集した無担保ローン。

するスキームであり、民間金融機関が証券化の主体となる。最後に、自己型については、中小公庫の既往の債権について中小公庫が信用リスクの一部を負担することで、中小企業に対する無担保貸付を拡大させるとともに証券化市場の育成を目的としている。

こうした中小企業向けローン債権の証券化の取組は、緒に付いたばかりであり、中小企業向け貸出金と比較してまだまだ小規模である（平成18年3月までの買取型は4件330.6億円、保証型は4件発行額773.4億円、自己型2件403億円）。

補論図表1-3-2 中小企業金融公庫の証券化スキーム



(出所) 中小企業金融公庫資料を基に作成

【補論 2-1】特殊法人等改革及び公益法人改革

特殊法人等は、行政に関連する公的な事業を遂行するため、特別の法律により設立された法人である。高度経済成長期には、公共事業、政策金融等の様々な分野において大きな役割を果たしてきたが、時代の変遷に伴いその必要性が低下するとともに、経営責任の不透明性、事業の非効率性などの問題が指摘されるようになった。また、特殊法人等に対しては補助金や財政投融资などを通じた多額の財政支出が行われており、財政面からも、事業の効率化が要請される状況にあった。そうしたことから、特殊法人等改革が行われることとなった。

特殊法人等改革は、「行政改革大綱」の策定（平成 12 年 12 月）及び「特殊法人等改革基本法」の制定（平成 13 年 6 月）に基づき、平成 13 年 12 月に「特殊法人等整理合理化計画」が閣議決定されており、同計画において、163 の特殊法人及び認可法人を対象に、事業及び組織形態の見直しが定められている。同計画に基づき、これまでに道路関係公団の民営化、石油公団の廃止（独立行政法人化）などが実現しており、平成 17 年 1 月までに、163 の特殊法人等のうち 136 法人の組織形態について、法制上の措置その他必要な措置が講じられている。また、個別の事業についても、同計画に基づく見直しが行われ、特殊法人等向け財政支出について改革開始後 4 年間で約 1 兆 5 千億円が削減されている。

一方、公益法人については、一般的に、民法第 34 条に基づいて設立される社団法人又は財団法人を指し、非営利部門の活動を担う代表的な主体とされている。公益法人制度は、明治期以来抜本的な見直しが行われておらず、その設立に当たって主務官庁の許可を必要とすることなどから、法人設立が簡便でなく、また、公益性の判断基準が不明確、営利法人類似の法人が存続しているなどの問題が指摘されてきた。そうしたことから、今般制度が見直されることとなり、第 164 回国会に、許可主義を改め、法人格の取得と公益性の判断を分離し、公益性の有無に関わらず、準則主義（登記）により簡便に設立できる一般的な民間非営法人を創設することなどを内容とする公益法人制度改革法案が提出され、平成 18 年 5 月に成立している。

また、公益法人のうち、行政代行的な事務・事業や国から補助金等を受ける事務・事業を行う行政委託型公益法人等の改革については、平成 14 年 3 月に「公益法人に対する行政の関与の在り方の改革実施計画」が閣議決定されており、同計画において、国から委託・推薦等を受けて行っている事務・事業の見直しや国から公益法人に支出される補助金・委託費等の縮減・合理化等の措置を講ずるものとされている。同計画に基づき、594 法人の事務・事業、補助金の見直しが進められているところである。

補論図表2-1 特殊法人等整理合理化計画の実施状況(組織形態)

	基本法 施行前	措置済				今後措置予定	現状維持	
特殊法人	77	法律改正 54			実態上措置 1	21	1	
		[廃止 8] 簡易保険福祉事業団 石油公団 宇宙開発事業団 日本労働研究機構 地域振興整備公団 日本育英会 都市基盤整備公団 住宅金融公庫	[民営化等 16] JR3社:東日本、東海、西日本 JT 日本私立学校振興・共済事業団 放送大学学園 社会保険診療報酬支払基金 帝都高速交通営団 日本勤労者住宅協会 電源開発株式会社 新東京国際空港公団 環境事業団 道路4公団:道路公団、首都、阪神、本四	[独立行政法人化 30] 金属鉱業事業団 北方領土問題対策協会 国民生活センター 国際協力事業団 国際交流基金 科学技術振興事業団 理化学研究所 日本芸術文化振興会 日本学術振興会 日本体育・学校健康センター 労働福祉事業団 社会福祉・医療事業団 心身障害者福祉協会 勤労者退職者共済機構 雇用・能力開発機構	緑資源公団 農畜産業振興事業団 農業者年金基金 中小企業総合事業団 日本貿易振興会 新エネルギー産業技術総合開発機構 水資源開発公団 日本鉄道建設公団 運輸施設整備事業団 国際観光振興会 公害健康被害補償予防協会 奄美群島振興開発基金 年金資金運用基金 日本原子力研究所 核燃料サイクル開発機構	[民営化等] 農林漁業団体職員共済組合(共済組合として整理)	[民営化等 8] 関空(単独民営化を図る方針が14年末に決定) NTT3社(政府保有株式数規制について早急に結論) JR4社:北海道、四国、九州、貨物(できる限り早期に完全民営化) [引き続き検討 13] 政策金融機関8法人:国民公庫、農林公庫、中小公庫、公営公庫、沖縄公庫、国際協力銀、政策投資銀、商工中金(17~19年度に組織形態の見直しを検討) 公営競技5法人:中央競馬、競輪、地方競馬、オート、競艇(集中改革期間内に見直しを検討)	日本放送協会
認可法人	86	法律改正 24			実態上措置 12 (経常費補助の廃止等)	共済組合として整理 45	1	4
		[廃止 8] 基盤技術研究促進センター 通信・放送機構 医薬品副作用被害救済・研究振興調査機構 野菜供給安定基金 海洋水産資源開発センター 生物系特定産業技術研究推進機構 海洋科学技術センター	[民営化等 7] 日本司法書士会連合会 日本土地家屋調査士会連合会 全国社会保険労務士会連合会 地方公務員災害補償基金 日本下水道事業団 自動車安全運転センター 日本公認会計士協会	[独立行政法人化 9] 平和祈念事業特別基金 日本万国博覧会記念協会 通関情報処理センター 日本障害者雇用促進協会 農林漁業信用基金 情報処理振興事業協会 自動車事故対策センター 空港周辺整備機構 海上災害防止センター	[民営化等] 日本行政書士会連合会 日本税理士会連合会 厚生年金基金連合会 石炭鉱業年金基金 漁船保険中央会 全国農業会議所 全国農業協同組合中央会 漁業共済組合連合会 日本弁理士会 日本商工会議所 全国中小企業団体中央会 全国商工会連合会	日本たばこ産業共済組合等	[民営化等 1] 総合研究開発機構(集中改革期間中に財団法人化の方向で組織の在り方を見直す)	日本銀行 日本赤十字社 預金保険機構 農水産業協同組合貯金保険機構
計	163	136 法律改正 78 [廃止 16] [民営化等 23] [独立行政法人化 39]			13 実態上措置 13	45 共済組合として整理 45	22 [民営化等 9] [引き続き検討 13]	5

【補論 2-2】独立行政法人制度の導入及び中間目標期間終了時の業務見直し

独立行政法人制度は、中央省庁等改革の一環として、それまで国が行っていた事務や事業のうち、国が直接行う必要はないが、民間に委ねた場合には必ずしも実施されないもの、または一つの主体に独占して行わせることが必要なものについて、国とは別に、法律（独立行政法人通則法及び個別法）により設置される法人に担わせることにより、行政組織・事業の効率化を図ろうとするものであり、平成 13 年 4 月に導入された。

独立行政法人には、独立行政法人国立公文書館など制度導入時に設立された法人のほか、特殊法人等改革に伴い、特殊法人等から移行した法人があり、両者を合わせて、平成 18 年 4 月現在、104 法人が存在する。第 2 章で分析の対象としている融資等業務を行う独立行政法人は、後者の特殊法人等から移行した法人に属する。

独立行政法人には、組織・人事管理や財政の面において、一定の自律性が認められているが¹、他方で、業務運営が非効率的にならないように、目標設定と業務評価の仕組みが設けられている。具体的には、主務大臣が業務運営の効率化や財務内容の改善等に関する 3～5 年間の中期目標を定め、各独立行政法人は、中期目標を具体化するため、中期計画や年度計画を作成する。各法人の業務実績に対しては、年度毎と中期目標期間終了時に、各府省の独立行政法人評価委員会により業務評価が行われるほか、第三者的立場から、総務省の政策評価・独立行政法人評価委員会により調査が行われ、事後評価が行われる。また、中期目標期間終了時には、主務大臣が、業務を継続させる必要性、組織の在り方その他組織や業務の全般にわたる検討を行い、その結果に基づき、必要な措置を講ずることになっている。

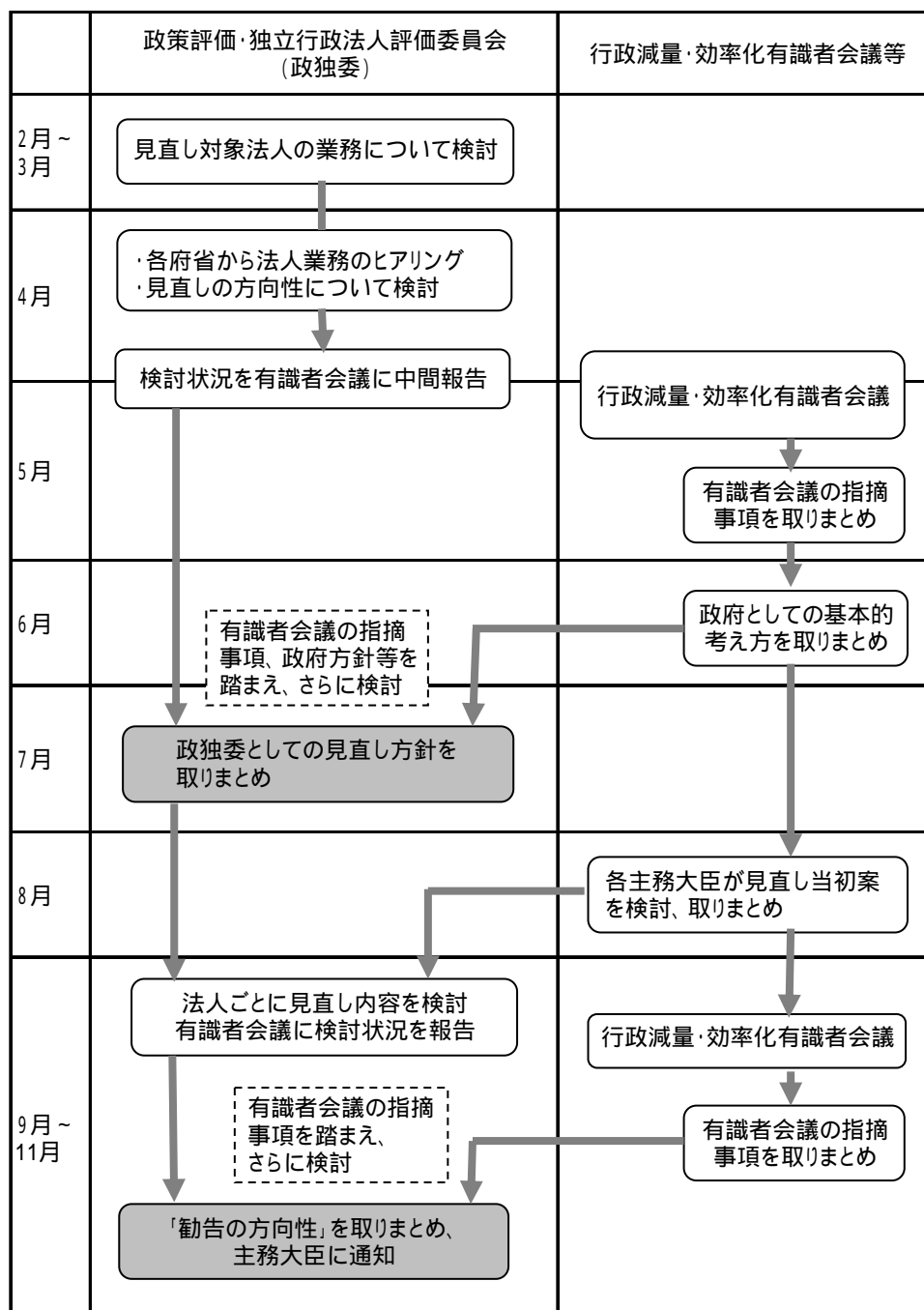
こうした仕組みの下で、平成 16・17 年度末に中期目標期間が終了した 56 法人については、すでに業務等の見直しが行われ、結論が得られている²。特殊法人等から移行した独立行政法人については、平成 18 年度以降に初めて中間目標期間の終了を迎えるが、平成 19 年度末に期間の終了を迎える法人と合わせて、平成 18 年度中に業務等の見直しを行うこととなっている（補論図表 2-2-1）。そ

¹ 国の行政組織の場合、法令等により組織の数や定員が定められており、その改廃に当たっては事前の審査・査定や法令等の改正が必要とされている。これに対して、独立行政法人の場合には、法人自らの判断により、業務の繁閑や行政ニーズの動向に応じて、効率的な組織編成・人員配置を行える。また、予算面においても、独立行政法人制度では、運営費交付金や余剰金など、予定外の用途に充てたり、余剰があれば中期計画の範囲内で使用できる仕組みが設けられている。

² 平成 16・17 年度末に中期目標期間が終了した 56 法人については、見直しの結果、42 法人に整理・統合し、そのうち、38 法人を非公務員型にすることが決定されている。

うした中で、融資等業務を行う独立行政法人については、さらに20年度末に中期目標期間が終了する法人も含めて、平成18年度中に融資業務等の見直しが行われる予定となっている（補論図表2-2-2）。

補論図表2-2-1 18年度独立行政法人見直し主要スケジュール（案）



(出所)行政減量・効率化有識者会議資料(平成18年4月26日)

補論図表2-2-2 中間目標期間終了特別・所管府省別独立行政法人等

未定稿

府省名	18年度	19年度		20年度	
		政策金融関係法人	その他	政策金融関係法人	その他
内閣府 (3)		北方領土問題対策協会	国民生活センター		沖縄科学技術研究基盤整備機構
総務省 (2)			統計センター 平和祈念事業特別基金		
外務省 (2)	国際協力機構 国際交流基金				
財務省 (4)			造幣局 国立印刷局 通関情報処理センター 日本万国博覧会記念機構		
文部科学省 (14)	教員研修センター 科学技術振興機構	日本私立学校振興・共済事業団 (助成事業)	日本学術振興会 理化学研究所 宇宙航空研究開発機構 日本スポーツ振興センター 日本芸術文化振興会	日本学生支援機構 国立大学財務・経営センター	海洋研究開発機構 国立高等専門学校機構 大学評価・学位授与機構 メディア教育開発センター
厚生労働省 (9)	労働政策研究・研修機構	福祉医療機構 雇用・能力開発機構	勤労者退職金共済機構 高齢・障害者雇用支援機構 国立重度知的障害者総合施設のぞみの園		労働者健康福祉機構 国立病院機構 医薬品医療機器総合機構
農林水産省 (4)		農林漁業信用基金(注3)	農畜産業振興機構 農業者年金基金 緑資源機構		
経済産業省 (7)	日本貿易振興機構 原子力安全基盤機構	新エネルギー・産業技術総合開発機構 情報処理推進機構 石油天然ガス・金属鉱物資源機構		中小企業基盤整備機構	
国土交通省 (9)	自動車検査 自動車事故対策機構	鉄道建設・運輸施設整備支援機構	国際観光振興機構 水資源機構 空港周辺整備機構 会場災害防止センター	奄美群島振興開発基金 (注3)	都市再生機構
環境省 (1)					環境再生保全機構
合計	9(1)		31(9)		14(4)

(注1)太字下線は政策金融類似業務を引き続き現在も実施している法人、細字下線は政策金融類似業務について既に廃止又は廃止の方針が決まっている法人である。
また、合計欄のかっこ内は、政策金融類似業務を引き続き現在も実施している法人(太字下線を付した法人)の数(内数)である。

(注2)「19年度」、「20年度」の欄に掲げた法人については、平成17年度までに中期目標期間終了時の業務見直しを実施した法人を除く。

(注3)財務省との共管

(出所)行政改革推進事務局資料